

## コワーキングスペースにおける遵守事項（案）

- ① 建物内外は全面禁煙とする。
- ② 新宿御苑内であることの特性を考慮し、清潔な環境維持に努めること。
- ③ 建物内での飲食は軽食のみとすること。
- ④ アルコール類の持込み、提供は禁じる。
- ⑤ 物品を販売する場合は、事務所とあらかじめ協議し、許可したものに限ることすること。
- ⑥ 事業者は、原則建物内（国有財産の使用許可された面積）以外での場所で営業行為をしてはならない。ただし、新宿御苑管理事務所長が認めた場合はこの限りではない。
- ⑦ 使用許可以外の場所に物の仮置き集積をしてはならない。なお、使用許可区域内でも屋外に物の仮置き集積をする場合は景観保護のため、パーテーションで隠す等の対応をすること。
- ⑧ 事業者は、事務所のほか環境省新宿御苑の維持管理業務受託者（以下「管理業務受託者」という。）とも連携して事業を実施すること。
- ⑨ 建築・電気・機械に関する保全責任者を指定すること。  
また、その者の指導で全従業員に対し、取扱方法の適切な教育を行うこと。
- ⑩ 事業者は、使用許可区域のセキュリティー対策には万全を期すこと。
- ⑪ 事業者は、建物内で異常が発生した場合は、遅滞なく新宿御苑管理事務所に連絡すること。
- ⑫ 建物の維持管理・整備のため、建物の一部若しくは全部が供用できなくなる場合がある。  
その場合、新宿御苑管理事務所から事前に書面等により連絡する。
- ⑬ 建物や設備の点検等のため、営業時間内・外を問わず、事務所の担当官等が立ち入る場合がある。
- ⑭ 新宿御苑で実施される公的な行事及び事務所が開催を認めた行事で建物を利用する場合は協力すること。
- ⑮ 事業者が建物の施錠を行うこと。また、鍵のスペアは事務所に提供すること。
- ⑯ 静かで落ち着いた雰囲気を損なわぬよう、屋外で音響設備は使用しないこと。
- ⑰ 使用許可区域に含まれない休憩スペース等は公共施設である。使用許可区域以外の区域の清掃等の日常的な維持管理については、管理業務受託者が行うが、出店事業者も汚れ等を発見した場合は清掃に協力すること。
- ⑱ 従業員の身元保証、健康管理、就業及び労務について、事業者はその責任を負うこと。
- ⑲ 建物の出入りする業者は事前に事務所へ報告し、承諾を得ること。
- ⑳ 気候変動対策、資源循環政策など環境省が推進する環境施策に協力すること。